

0207ダム事業費増、自治体警戒 近畿でも.txt
ダム事業費増、自治体警戒 近畿でも増額必至

国や水資源機構が建設するダムの事業費が突然跳ね上がり、計画に加わる自治体とあつれきが起きている。ダム建設で水道水を得たり、治水の効果を受けたりする自治体は事業費の一部を負担する仕組みだが、事業費の急騰で財政負担が増し、結果的には水道料金に響きかねない。近畿でも、建設の是非で揺れる丹生（にう）（滋賀県余呉町）など5ダムの計画が継続されれば事業費の増大は必至で、各自治体は警戒感を募らせている。

水資源機構中部支社は昨夏、建設中の徳山ダム（岐阜県）の事業費を2540億円から3550億円に引き上げると発表した。環境保全策の充実や物価上昇が理由だが、費用を負担する愛知、岐阜、三重県と名古屋市が反発した。同機構は50億円を圧縮し、3500億円に改めたが、自治体側は矛を収めていない。

4自治体の負担額は62億～518億円のはずだったのに、さらに数十億～200億円の追加負担を強いられる。

岐阜県は「やむを得ない」と同意したものの、愛知県は同支社に質問書を出し、話し合いを継続中。

名古屋市でも市議会与党の民主が「撤退も視野に判断を」と市長に要望書を提出し、市は増額の受諾を留保。三重県も同様の立場だ。

国交省関東地方整備局は11月、ハツ場ダム（群馬県）の総事業費を2110億円から4600億円に、湯西川ダム（栃木県）を880億円から1840億円に増額すると表明した。いずれも当初の2倍を超える。

同じことは近畿でも起きかねない。近畿の5ダムのうち最大の丹生ダムは事業開始から四半世紀。1100億円をかけて00年度に完成の予定だったが、地元交渉が長引き、測量試験費や、建設事務所の維持費などはすでに当初の予算額をオーバー。本体工事もこれからの状態で、事業主体の水資源機構は「物価上昇も考えると、当初の事業費で収めるのは難しい」と認めている。

大戸川（大津市）、川上（三重県青山町）、余野川（大阪府箕面市）、天ヶ瀬再開発（京都府宇治市）も同様に増額は避けられない見通しだ。

丹生、大戸川の両ダムに参加を予定していた大阪府の負担額は当初の水道分だけで240億円。昨秋に両ダムからの撤退の意向を示した同府の関係者は「事業に加わり続けたら負担額がどこまで膨らむのか分からぬ」と警戒する。別の自治体担当者も「追加負担を求められても応じられない」と予防線を張る。

これらの五つのダムは、近畿地方整備局の第三者機関・淀川水系流域委員会が昨年に「原則建設しない」と提言したが、整備局は「有効な面もある」として1～2年かけて結論を出す方針。「事業費は、その作業のなかで明確にしたい」と話している。

＜京都精華大の山田国広教授（環境マネジメント）の話＞ 水需要は減り規模の縮小などでコスト削減もしやすくなっているはずだ。しかし国交省や水資源機構は計画通り進める方に重きを置き、見直しに消極的。極めて大きな額を当然のように増やすのを見ると、コスト意識にも疑問を感じざるを得ない。せめて国民や自治体に金額面の情報をもっと提示すべきだ。

(2004/02/06)

0209.txt
大滝ダム対策工事費 どこまで膨らむ地元負担 和歌山市、県など困惑

◇「これ以上出せない」

大規模な地滑りの発生で運用開始が遅れている大滝ダム（奈良県川上村）の対策工事費として270億円が計上されることが7日、明らかになった。計画変更を繰り返して膨らみ続ける同ダムの事業費に、受益者負担を求められる関係自治体は困惑を隠せない。県などは国土交通省近畿地方整備局に「今後の増額はしないように」と再三要望してきただけに、今回の変更にも不満が集まりそうだ。

【山田泰正、藤田剛、上鶴弘志】

同ダムの計画は、02年にもコンクリート用の砂利を調達する原石山のひび割れ対策のため変更され、事業費は2980億円から3210億円に増えた。これまでに192億円を負担した和歌山市は、新たに上水で12億円、工業用水で4億円の負担を求められる。市議会ではこれまで事業費増額に強い批判があり、市側は「これ以上の負担には応じられない」と強く国に主張する方針。

◇橋本市「災害復旧的配慮を」

◇県にも処理策に疑問の声

93億円を負担してきた橋本市も、今回は事業費の2・9%にあたる約8億円の支出を求められている。市上下水道部は「予期しない事態で負担増になるのだから、災害復旧的な考え方方に立ち、負担額を減らしてほしい」と要望し、意見書として近畿地方整備局に提出する方針だ。

県もここ数年、毎年10億～30億円を支出。府内にも「国の施工管理の失敗を、県民に転嫁することが許されるのか」「議会審議を乗り切れない」と国交省側の処理策を疑問視する意見がある。近畿地方整備局に対しては「地滑りの原因調査や対応策などについて、議会と県民を納得させられる材料をそろえてほしい」と要望している。今回の負担額25・5億円のうち90%は県債を発行して賄う方針。その2分の1程度は地方交付税による補助を見込んでいる。

自治体ごとの負担割合は特定多目的ダム法に基づき、利水・治水に關係する自治体が協定して決める。今回の計画変更と新たな負担支出の可否は、それぞれ3月議会で審議されるが、一部議員らから「野放図に膨らみ続ける事業費を言われるがままに支払う理由はない。270億円の根拠など、近畿地方整備局には詳細な情報公開を求める」という意見が出ている。